

入居の前に…

知っておいてほしいこと

介護保険負担限度額認定について

介護保険負担限度額認定とは、施設を利用される際に発生する食費と居住費の負担額を軽減するものです。**この認定を受けなければ、食費と居住費の負担が大きくなります。**

認定はご利用者の所得状況によって変わりますので、各市町村の役場福祉課へ申請の手続きをしてください。

【認定の対象者】

1. 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること。
2. 本人の配偶者が住民税非課税者であること。
3. 預貯金合計額が、単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であること。

高額介護サービス費支給制度について

高額介護サービス費支給制度とは、施設利用料が一定の上限額を超えたとき、**超過分が町から払い戻される**という制度です。

(※上限額をご本人の所得状況や施設利用料の支払金額によって異なります。)

申請書は町から送付されます。申請手続きは施設が代理で行うこともできますので、依頼される方は申請書を施設までご持参ください。

！上記の件につきましては、入居契約時に改めてご説明致します。

入居までの流れ

STEP.1 入居の申し込みをする

来設や、電話でのお問い合わせを通じて、ご利用者の状態などをお聞きします。その後、入居申込書にご記入していただきます。

STEP.2 入居までの順番を待つ

入居の順番がくるまでお待ちください。順番が近づいてきましたら、こちらからご連絡致します。

STEP.3 入居前の連絡

入居の順番がきましたら、生活相談員が料金の説明・施設での生活等について、再度ご連絡致します。その時、改めてご利用者の状態や入居の意向をお聞きします。

STEP.4 入居へ

施設へ来設していただき、入居契約の手続きをしていただきます。

！こんな時にご連絡ください

- ・要介護度が変わった
- ・状況が変わり、入居の緊急性が上がった
- ・あとどれくらいで入居できるのか知りたい

☒お問い合わせ

TEL : 096-234-1191

MAIL : soudanka@sakuranooka.or.jp

担当：生活相談員 吉田 園田

特別養護老人ホーム

桜の丘

入居申込のご案内



桜の丘特養

多床室 (34床)

従来型個室 (6床)

ユニット型個室 (20床)

プライバシーを確保した環境

1部屋につき2人~4人で過ごすお部屋です。多床室ですが、隣のベッドとの間が壁で仕切られており、プライバシーが確保された環境です。テレビや加湿器等の電化製品の利用も可能です。

入居の条件

- ・要介護3以上の方



1か月(30日間)の利用料金の目安

	要介護3	要介護4	要介護5
2段階	50,500円	52,700円	54,900円
3段階	58,200円	60,500円	62,700円
4段階	95,000円	97,300円	99,500円

個室を希望される方へ

特養には多床室の他に、個室があります。ユニット型個室より比較的安価に利用することが可能です。(※部屋数が6床のため、入居までの順番に多少お時間をいただくことがあります。)

入居の条件

- ・要介護3以上の方



1か月(30日間)の利用料金の目安

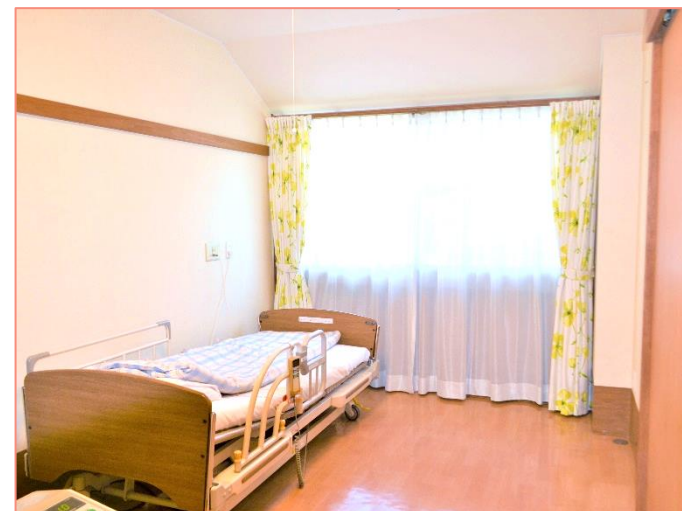
	要介護3	要介護4	要介護5
2段階	51,900円	54,200円	56,400円
3段階	71,700円	74,000円	76,200円
4段階	104,500円	106,800円	109,000円

家庭的な暮らし

全部屋完全個室で、10床ごとにキッチン・リビングが備わっている家庭的な環境です。キッチンで職員が食事を作り、リビングでは入居者同士の団楽も楽しめます。

入居の条件

- ・要介護3以上の方で甲佐町在住の方



1か月(30日間)の利用料金の目安

	要介護3	要介護4	要介護5
2段階	68,900円	71,200円	73,500円
3段階	91,400円	93,700円	96,000円
4段階	134,500円	136,900円	139,000円